

京都市内における児童福祉施設と児童文化の問題

野口 栄子・山中 喜久子*

The institutional care of children and culture of children

EIKO NOGUCHI and KIKUKO YAMANAKA

京都市内の児童福祉施設のもつ問題を、一般的立場から取上げ、従来から実施してきた調査の継続としてのまとめをおこなった。そして児童福祉施設の問題は、児童文化の基礎づけをまわって始めて存在理由が明確になり、児童文化も、児童福祉施設という現代的な場所を得ることによって始めて現代にふさわしい意味をもつことを明確にしようとしたものである。

序

京都における児童福祉の問題を、「京都府内における児童福祉施設の問題」というテーマで、1966年の京都府立大学の学術紀要にまとめてから、学生との実習などを通して考察した問題をあらたにここにまとめたいと思う。スペースと問題点の関係で、京都市内と京都府内の問題をいったん分け、今年は京都市内の問題を中心に検討したい。

児童福祉の問題がやかましく論じられているときに当って、家庭教育や学校教育と密接な関連のある児童福祉の問題は、たんに対策や技術の側面にとどまるものではなく、児童文化というひろい領域に関係のある教育上の問題として把握されなければならない。そのような意味で、児童福祉施設もまたたんに児童の生活の世話の場所から内容のある児童の発達に必要な場として認識され、受けとりなおされなければならない。そのためには児童文化の問題が、真に児童の生活に根ざしたものとして考

表1 児童福祉関係費用負担割合（（ ）内以外は%）

| 費用の項目 | 支弁権者 | 費用負担割合 | | | | | | 備考 | |
|--|--|--------|----|----|-----|----|----|-------------------------------|--------|
| | | 国 | 都府 | 道 | 市町村 | 指 | 定 | | |
| 児童相談所 設備費 相談・調査・判定・指導 その他 児童福祉司および児童委員 一時保護 | 都道府県 指定都市 | 50 | 50 | | | 50 | | 地方交付税 地方交付税 | |
| | | 80 | 20 | | | 20 | | | |
| | | 80 | 20 | | | 20 | | | |
| 児童福祉施設 児童福祉施設の設備課 私立児童福祉施設の設備費 国立児童福祉施設入所者の措置費 助産施設・母子寮の措置費 保育所の措置費 その他の児童福祉施設 里親 | 都道府県立 市町村立 | 50 | 50 | | | 50 | | 補助金として支弁され割合は最高を示す (増設等のみ) | |
| | | 50 | 20 | 20 | | 50 | | | |
| | 都道府県知事の措置 都道府県立施設 市町村立施設 私立施設 | 100 | | | | | | | 有 有 |
| | | 80 | 20 | | 10 | 20 | | | |
| | 都道府県立施設 市町村立施設 私立施設 | 80 | 20 | | 10 | 20 | | | 有 有 |
| | | | | | 10 | 10 | 20 | | |
| 都道府県立施設 市町村立施設 私立施設 | | | | | | 20 | 有 | | |

注：指定都市とは横浜市・名古屋市・京都市・神戸市・大阪市のことである

本人負担とは、その費用に関して受益者本人またはその扶養義務者から負担能力によって徴収する制度があることを指す

* 京都府立大学研究生

慮されることが重要である。この小論ではそのような点に問題点を絞って検討したいと思う。それは結局は現代において重要と考えられている児童文化の問題にとっても不可欠のことと考えられるからである。

I. 京都市内における児童福祉施設の現状

児童福祉法で定められた児童福祉施設の設置主体には国・都道府県・市町村・法人（特殊法人・社会福祉法人

・公益法人・宗教法人）・各種団体があり、それぞれ設置主体の種類に応じて市の費用負担の割合も異なる。

京都市では表1の基準に基づいて施設の運営費および児童の措置費を支弁するとともに、これにわずかながら補助費が加算されている。表2では施設の運営費および児童の処遇内容が、40年から44年にかけてどのように推移しているかをみる事ができる。これらの措置をうけ

表2 施設運営費および児童の処遇内容

| 内 容 | | 年 度 | | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | | | | | |
|-------------|--------------------|---------------------------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 運 営 費 | 保育所・収容施設 | 備品費 消耗品費 光熱水費等 | 基準職員 1人あたり | 6,000円 | 6,600円 | 8,000円 | 10,000円 | 10,500円 | | | | | |
| | | | 坪あたり | 600円 | 700円 | 700円 | 750円 | 750円 | | | | | |
| | | | 民間施設調整費 | — | 事務費の3% | 5% | 5% | 5% | | | | | |
| 処 遇 費 | 保 育 所 | 給 食 費 | 3才以上 | 日額 円 24.13 | 円 27.39 | 円 31.09 | 円 34.00 | 円 38.00 | | | | | |
| | | | 3才未満 | 円 55.31 | 円 62.78 | 円 71.26 | 円 78.00 | 円 88.00 | | | | | |
| | | 児童用採暖費 | — | — | — | — | — | — | | | | | |
| | | | 年額 円 | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 | | | | | |
| | | 保育材料費, 保健衛生費, 炊具及び食器費, 給食燃料費 | 日額 円 | 7.87 | 円 8.93 | 円 8.93 | 円 10.14 | 円 10.14 | 円 11.51 | 円 11.00 | 円 13.00 | 円 12.00 | 円 16.00 |
| | | | 日 額 円 | 132 | 円 149 | 円 170 | 円 187 | 円 192 | | | | | |
| | | 養護, 精薄, 教護, ろうあ, 情短, | 飲食物費 間食費 | 46 | 円 53 | 円 60 | 円 68 | 円 68 | | | | | |
| | | | 日常諸費 | 46 | 円 53 | 円 60 | 円 68 | 円 68 | | | | | |
| | | 乳児院 | 飲食物費 間食費 | 133 | 円 151 | 円 172 | 円 190 | 円 194 | | | | | |
| | | | 日常諸費 | 46 | 円 78 | 円 89 | 円 100 | 円 100 | | | | | |
| | | 母子寮 | 日常諸費 | 7 | 円 8 | 円 9 | 円 11 | 円 11 | | | | | |
| | | 精薄通 園施設 | 飲食物費 間食費 | 45 | 円 51 | 円 58 | 円 64 | 円 66 | | | | | |
| 日常諸費 | 20 | | 円 23 | 円 26 | 円 30 | 円 30 | | | | | | | |
| 見 学 旅行費 | 小 学 校 | 1,210 | 円 1,440 | 円 1,440 | 円 1,550 | 円 1,550 | | | | | | | |
| | 中 学 校 | 2,920 | 円 3,473 | 円 3,473 | 円 3,660 | 円 3,660 | | | | | | | |
| 施 設 | 期末一時扶助費 | 450 | 円 575 | 円 575 | 円 650 | 円 735 | | | | | | | |
| | 就 職 支 度 金 | 10,000 | 円 10,000 | 円 10,000 | 円 10,000 | 円 10,000 | | | | | | | |
| | 入 進 学 支 度 金 | 2,000 | 円 2,000 | 円 2,000 | 円 2,000 | 円 2,000 | | | | | | | |
| 生活指導 訓練費 | 養護等 (小4年 以上) | 月 額 | 100 | 円 100 | 円 100 | 円 100 | 円 100 | | | | | | |
| | 保 健 衛 生 費 | 養護等 母 子 寮 | 年 | 2,500 | 円 2,500 | 円 2,500 | 円 2,500 | 円 2,500 | | | | | |
| | 児童用採暖費 | — | — | 月 額 130 | 円 130 | 円 130 | | | | | | | |

る児童数を施設種別に示したものが表3である。(ただし、保育所の措置児童数については後述する) 第1報(41.9.1)以降の施設数の増減は表4のようになっており、このうち重症心身障害児施設の麦の穂学園は42.10に新設されたものである。

表3 施設種別総括表 44.2.1

| | 施設数 | | | 定員 | 措置数 | 同左内訳 | |
|-----------|-----|----|----|-------|-------|------|-----|
| | 公立 | 私立 | 計 | | | 市措置 | 府措置 |
| 養護施設 | 2 | 7 | 9 | 512 | 389 | 363 | 26 |
| 精神薄弱児施設 | 2 | 2 | 4 | 245 | 215 | 141 | 74 |
| ろうあ児施設 | — | 1 | 1 | 24 | 12 | 1 | 11* |
| 肢体不自由児施設 | — | 1 | 1 | 111 | 91 | 53 | 38 |
| 精薄通園施設 | 1 | 1 | 2 | 100 | 80 | 78 | 2 |
| 情短治療施設 | 1 | — | 1 | 50 | 26 | 24 | 2 |
| 乳児院 | 1 | 1 | 2 | 40 | 36 | 36 | — |
| 母子寮 | 2 | 3 | 5 | 168 | 109 | 102 | 7 |
| 助産施設 | — | 1 | 1 | 47 | 28 | 23 | 5 |
| 重症心身障害児施設 | 1 | — | 1 | 60 | 36 | 36 | — |
| 教護院 | 1 | — | 1 | 150 | 75 | 56 | 19 |
| 計 | 11 | 17 | 28 | 1,507 | 1,097 | 913 | 184 |

* (他府県29を含む)

表4 施設の増減状況 44.2.1

| 施設種別 | 経営主体 | 施設名 | 定員 |
|-----------|------|--------|------------|
| 助産施設 | 福市個 | 富田助産寮 | 47 |
| | | 京都市立病院 | 2 |
| | | 華頂助産院 | 廃止 |
| | | 第一日赤 | 6 |
| | | 第二日赤 | 2 |
| | | 済生会病院 | 2 |
| 母子寮 | 府 | 鴨川母子寮 | 現在吉田母子寮に統合 |
| | 府 | 吉田母子寮 | 25 |
| 重症心身障害児施設 | 法 | 麦の穂学園 | 60 |

次にそれぞれの施設の現状とその問題点について考察していきたいと思う。

i 助産施設

助産施設での増減は表4にみられる通りである。44年2月現在市の措置をうけるものは定員の約半数となっている。

ii 乳児院

過去7年間の措置児童数の推移をみると(表5参照)、40年をピークにして減少しつつあったが、44年に入ってまた急増していることが分る。42年の児童院指月寮の入所調査では、生後1カ月までが一番多く、その理由も父親不詳のものが半数を占めている。ついで1才以上2才

表5 乳児院の状況 (44.2.1)

| 措置児童数 | 指月寮 | 年 | 37.4 | 38.4 | 39.4 | 40.4 | 41.4 | 42.4 | 43.4 | 44.2 |
|-------|---------|----|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| | | 31 | 28 | 27 | 39 | 33 | 23 | 26 | 26 | 36 |
| 委託施設名 | 指月寮 | 16 | 13 | 13 | 15 | 14 | 13 | 13 | 13 | 17 |
| | 平安徳義会 | 13 | 13 | 16 | 16 | 14 | 10 | 12 | 12 | 19 |
| | 峰山乳児院 | 2 | 2 | 1 | — | — | — | — | — | — |
| | 海南乳児院 | — | — | — | 4 | 3 | — | — | — | — |
| | 和歌山市乳児院 | — | — | — | 4 | 2 | — | — | — | — |
| | いこま乳児院 | — | — | — | — | — | — | — | 1 | — |

未満が多く、その理由は棄児となっている。全体的にみて入所の理由は棄児、父不詳、保護者の病気となっており、離婚によるものがかなり多い。

iii 母子寮

表2によると、母子寮に在寮する世帯のうち措置をうけている世帯数は定員の2/3を占めている。このうち退寮を希望する世帯が約半数ある。その理由として寮の質的な問題、児童の高令化などが考えられる。市では母子のための住宅建設を進めてはいるが、全市常住宅の建設戸数に比べるとわずか2.7%にすぎない。

表6 保育所状況 (44.1)

| | 41.3 | 42.3 | 43.3 | 44.1 |
|------|--------|--------|--------|--------|
| 保育所数 | 129 | 130 | 132 | 137 |
| 定員 | 9,879 | 10,249 | 10,782 | 11,452 |
| 措置児数 | 総数 | 9,605 | 9,958 | 10,559 |
| | 内3才未満児 | 1,069 | 1,967 | 2,298 |
| 在籍率 | 97.2% | 97.2% | 97.9% | 98.1% |

表7 保育所助成六大市比較表

| 市 別 | 京 都 | 横 浜 | 名 古 屋 | 大 阪 | 神 戸 | 北九州 |
|-----------|--------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 措置児童数 | 9,410 ^人 | 4,302 | 8,721 | 6,724 | 1,975 | 2,629 |
| 児童1人当り助成額 | 6,910 ^円 | 9,083 | 2,301 | 3,360 | 3,741 | 1,628 |

表8 5大市の保育所と幼稚園の現況

| | | | 横 浜 | 名 古 屋 | 京 都 | 大 阪 | 神 戸 |
|-------|-----------|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保 育 所 | 施 設 数 | 公 立 | 21 | 46 | 24 | 73 | 30 |
| | | 私 立 | 63 | 103 | 113 | 85 | 29 |
| | | 計 | 84 | 149 | 137 | 158 | 59 |
| | 措 置 児 童 数 | 公 立 | 1,372 | 3,513 | 1,822 | 4,516 | 2,083 |
| | | 私 立 | 4,908 | 9,094 | 9,412 | 7,505 | 2,062 |
| | | 計 | 6,280 | 12,607 | 11,234 | 12,021 | 4,145 |
| 幼 稚 園 | 施 設 数 | 公 立 | 0 | 19 | 25 | 58 | 48 |
| | | 私 立 | 223 | 171 | 107 | 167 | 96 |
| | | 計 | 223 | 190 | 132 | 225 | 144 |
| | 在 児 童 籍 数 | 公 立 | 0 | 3,293 | 3,727 | 12,190 | 6,120 |
| | | 私 立 | 41,850 | 38,402 | 21,899 | 39,540 | 17,321 |
| | | 計 | 41,850 | 41,695 | 25,626 | 51,730 | 23,441 |
| 保 育 率 | 学令前児童数 | | 230,402 | 220,000 | 144,560 | 293,000 | 117,297 |
| | 学令前児童に対する | 保育所児 | 2.72% | 5.73% | 7.77% | 4.10% | 3.53% |
| | | 幼稚園児 | 18.16% | 18.95% | 17.72% | 17.65% | 19.98% |

iv 保育所

婦人労働力が要請される現在、昼間に家庭に代るものとして保育所の役割は非常に大きい。京都市内の保育所数は表6にみられるように年々増加し、98.1%とほぼ全員が何らかの割合で措置をうけている。43年度の市立保育所に対する助成額を措置児童1人当りに換算し6大市で比較すると(表7参照)、京都は横浜について高いが、これは横浜や京都の公立の保育所数が他市に比して少なく、またその措置児数も京都の場合全体では名古屋、大阪とほぼ同数でありながら、私立の1/4にも満たないことによるものである。(表8参照)

京都市内における保育所の経営主体がどのようになっているかを示すものが図1である。これによると市立はわずか16%で、民間とくに宗教法人が36%を占めている。民間でとくに問題にされるのは、保母の処遇である。在職年数が長くなるほど公立との差はひどく(在職

16年以上については公務員給与に換算すると約60%となる)、諸手当も公立で認められている業務手当、特異性

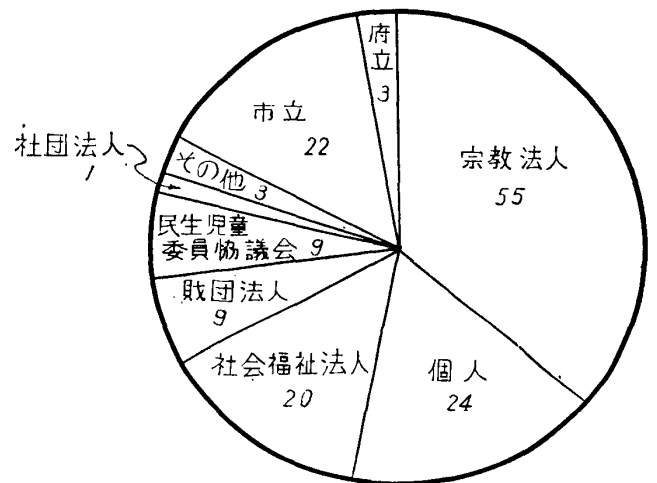


図1 経営主体別保育所数 (43)

手当、時間差手当などはなく通勤手当がつけられるのみである。保母の児童数に対する割合は、ここ数年で国の基準をやや上回るものとなっている。(表9参照)このように民間施設への依存が強い反面、公立との援助の格差はかなり開いている。

母子の健全育成のために32年6月山科に子供と婦人の家が設置され、また30年12月から34年6月にわたり各行政区ごとに電車児童館を設置、ともに京都市社会福祉協

表9 私立保育所に対する保母配置

| 期間 年令別 | 国基準 | 41.4~ | 42.6~ | 43.4~ | 44.4~ |
|-----------|------|-------|-------|-------|-------|
| | | 42.5 | 43.3 | 44.3 | |
| 4才以上 | 30:1 | 30:1 | 30:1 | 30:1 | 30:1 |
| 3才 | 25:1 | | | 25:1 | 20:1 |
| 3才未満 | 6:1 | 7:1 | 6:1 | 6:1 | 6:1 |

表10 児童厚生施設利用状況

| 施設 | 設置年月日 | 43 利用状況 | | |
|---------|--------------------|---------|---------|-----------------|
| | | 年間延人員 | 1日当たり | |
| 子供と婦人の家 | 山科 | 32.12 | 17,364 | 58 |
| | 檜原 | 33.6 | 8,652 | 25 |
| | 計 | | 26,016 | 83 |
| 電車児童館 | 北區 むらさき 他8箇所 | | 124,896 | 316 (1館割り35) |

v 児童厚生施設

表11 ちびっこひろば設置状況

(44.1.31)

| 区別 | 42年度 設置数 | 43年度 設置数 | 廃止 | 合計 | 用地別区分 | | | | | |
|------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | | | | 公園併設 | その他有地 | 寺社有地 | その他有地 | | |
| 北 | 33 | 4 | | 37 | 1 | (3) 8 | (1) 11 | 17 | | |
| 上京 | 17 | 1 | | 18 | (1) 3 | 6 | 4 | 5 | | |
| 左京 | 35 | 5 | | 40 | | (5) 22 | 6 | 12 | | |
| 中本所 | 7 | 1 | | 8 | 1 | (1) 4 | 1 | 2 | | |
| | 7 | 1 | | 8 | | (1) 6 | 2 | | | |
| 京計 | 14 | 2 | | 16 | 1 | (2) 9 | 3 | 2 | | |
| 東本所 | 22 | 3 | | 25 | 3 | 9 | (1) 11 | (2) 2 | | |
| | 24 | 7 | | 31 | 1 | (1) 15 | (2) 4 | (4) 11 | | |
| 山計 | 46 | 10 | | 56 | 4 | (1) 24 | (3) 15 | (6) 13 | | |
| 下京 | 26 | 5 | | 31 | 3 | (4) 21 | 3 | (1) 4 | | |
| 南 | 50 | 7 | 1 | 56 | 12 | (2) 23 | (1) 2 | (4) 19 | | |
| 右京 | 66 | 12 | 1 | 77 | (2) 6 | (4) 16 | 24 | (6) 31 | | |
| 伏本所 | 55 | 13 | 2 | 66 | | (5) 35 | 8 | (8) 23 | | |
| | 9 | 4 | | 13 | | (3) 6 | | (1) 7 | | |
| 見計 | 64 | 17 | 2 | 79 | | (8) 40 | 9 | (9) 28 | | |
| 合計 | 351 | 63 | 4 | 410 | (3) 30 | (29) 171 | (5) 76 | (26) 133 | | |
| 用地別記 | 公 有 地 | | | | 私 有 地 | | | | 合 計 | 公園併設 別 掲 |
| | 国 | 府 | 市 | 計 | 町有 | 寺社 | その他 | 計 | | |
| | (2) 14 | (2) 11 | (25) 146 | (29) 171 | (2) 21 | (5) 76 | (24) 112 | (31) 209 | (60) 380 | (3) 30 |

注1 ()は43年度設置数の再掲

410 (63)

議会に運営を委託している。その利用状況は次のとおりである。(表10参照)しかしこれらの施設は数が少なく、子どもの行動しうる範囲外にあることが多い。そこで子どもにもっと身近な遊び場をというスローガンのもとに登場したのが“ちびっこひろば”であるが(表11参照)、公園に併設されているものはうち13%で、残りは幼児の遊び場にしか利用出来ないほど狭いものがほとんどである。従って実際には児童の遊び場は、小学校の校庭に頼るしかないのが現状である。文部省は44年8月児童を交通事故から守るために、小学校に対し放課後3時から5時、日曜・祝日の校庭の開放を呼びかけている。

vi 養護施設

収容施設の中でもっとも体制面での再編成が考えられなければならないのが、養護施設である。戦後の孤児院としての性格から、最近では崩壊家庭の児童を対象とするようになってきている。家庭が崩壊に至るまでの間に、児童は多少とも精神的不安定の状態におかれる。このように情緒面での問題をもつ児童を、単に収容することしか出来ないのが現状である。また児童の中には知能の低い者もかなり多いことも、施設数、措置児数ともに一番多い養護施設の今後のあり方を考える上で大切な問題であるといえるだろう。

vii 心身障害児施設

心身障害児はその症状に応じて主として知能遅滞、肢体不自由、視聴言語障害に分類される。これらハンディキャップをもつ児童は学校教育の場でそれぞれ盲、ろう、養護学校、特殊学級という形でうけとめられるが、家庭環境や児童の身体、性格上に欠陥がある場合については収容措置がとられている(表3参照)。重度の障害児については市で初めての麦の穂学園につづいて、府下に花明学園が開設された。しかし障害の比重の差により入所困難なものが非常に多く、措置基準の改正が問題となっている。

viii 情緒障害児短期治療収容施設

児童院内に青葉寮として併設されており、学校または児童相談所を通じて措置されるものが大半を占める。主訴でもっとも多いのは登校拒否であるが、入寮の児童のほとんどは主訴の背景として種々の問題行動や精神身体症状をもっている。現在、児童数に比してセラピストが少ないため、十分な治療がなされているとはいえない。

ix 教護院

42年度の児童相談所の相談件数のうち教護の相談1.9%、触法行為の相談7.2%となっており、このうち教護院へ収容措置がとられるものが約10%を占めている。最近の傾向としては睡眠薬やシンナー遊びが多く、とくに

女児が目立っている。府下の施設には市の措置をうける児童が措置児数の2/3強いる。(表3参照)

x 学童保育所

両親の共働きその他の事情により、放課後の家庭環境に恵まれない低学年児童に対し、適当な場を設けて保育を行ない健やかに育成することを目的に、40年7月京都市が主体となって始められたのがカギッ子教室と呼ばれる学童保育所である。現在市内に23カ所、主として同和地域にある学校内に併設されている。ここでの問題点は、市の児童福祉行政における位置づけが明確でないため(国が全く放置していること、学童を対象とするため学校教育の一環でありながら母子の健全育成という理由から民生局母子課の主管となっていることなど)、行政的に多くの不備が残されている。

xi 児童院・児童相談所

児童相談所は児童院に併設されており、相談の内容に応じて(医学的検査・治療については小児医学課の主管とされている)、心理学的検査(知能・人格など)で問題の認められた児童には心理治療・カウンセリングによる通院治療、収容施設・通園施設・一時保護所への入所措置がとられる。また必要に応じ証明書、診断書の発行、ケースワーク、巡回指導などが行なわれることがその業務となっている。しかし実際には、相談所自体の機能の不備、児童福祉施設への結合の弱さ、さらに地域社会への働きかけの弱さなどが問題となっている現状である。

* * *

京都市の児童福祉行政は大きく保育所行政・収容施設行政に分けられる。保育所行政は表8にみられるように5大市のうちで保育率ももっとも高く、財政面においても児童福祉行政予算全体の1/2を占めるように比較的恵まれている。収容施設行政は乳児検診・3才児検診・就学時の検診などで早期発見がされても早期治療に結びつかず、さらに18才以上のアフターケアも非常に難しい状態にある。これらは社会福祉・学校教育と切離される問題でなく、また国の児童福祉行政とも深い関連をもつ。市では児童福祉行政をさらに円滑に広く、深く徹底させるための一つの試みとして、児童院を中心に施設の質・量的改善をはかろうとする児童福祉センターの建設について43年1月に諮問し、44年6月に中間答申を出した。

II. 京都市内の児童福祉施設における児童文化の問題

如上的ような京都市内の児童福祉施設とそれに関連した児童福祉活動は、いずれも児童文化の問題と密接な関連をもっている。ではそれはどのようなものであろうか。

まず児童文化とはなにかについて考察してみたい。児童文化とは、児童をとりまく児童に関連のある文化全体の総称であり、ひろい意味では児童の生活全体を児童文化と名づけることができる。

しかしながら狭義の児童文化は、児童の感覚や感性を育てることを目的とした文化財の諸ジャンルと考えられる。学校教育の普及により、いわゆる知能中心の教育が児童教育の主眼であるかのように考えられ、就学前の幼児教育においても、小学校の予備校的見地から読み書き算数を中心とする知能教育に重点が置かれやすかった。戦前に出版された「児童文化」という標題の書物がおおかた「読むことの教育」や「書くことの教育」を児童文化の出発点としていることは、知能中心の児童教育観が児童問題の本質的テーマであって、それをはなれた感覚や感性を育てるための児童文化という問題が成立しえなかったことを物語るものである。けれども児童にとっては、感覚や感性を錬える教育が、知能教育とは別個に、しかも知能教育の基盤になるような形式でなされることが大切である。そのためにとくに児童文化における文化財の諸ジャンルが考察されなければならない。

児童文化のジャンルとしては、童話・詩・絵本・漫画・雑誌・図書出版・音楽・レコード・舞踊・演劇・人形劇・影絵・スライド・紙芝居・映画・テレビ・ラジオ・粘土・図画工作・手芸などがみられる。そして児童にとって鑑賞するもの、参加するもの、創作するものとして分類することができる。これらのジャンルはもちろん発達段階によりことなった問題を提起し、鑑賞・参加・創作のそれぞれも年齢や環境や条件によって、種々の状況を呈する。

これらの児童文化の各ジャンルを統一する理念は、享受—あそび—楽しさという感覚に訴えるものを通して人間を形成することであり、たんなる技術や知識の問題にとどまるものでないことは当然である。

ではこのような児童文化は、京都市内の児童福祉施設においてどのように実現し、また実現することが望ましいであろうか。児童文化の具体的な場として考えてみたいと思う。

i 助産施設

妊産婦のための施設であり、児童文化とはきわめて遠い場所のように考えられがちであるが、保健所の妊婦や新生児への指導活動とあわせて、一貫した母親教育の場となることが望まれる。児童文化は「胎教」からはじまると考えてよいからである。

ii 乳児院

満1才もしくは必要のあるときは満2才までの乳児を

養育する施設であるから、乳児のための児童文化が考慮されなければならない。

誕生から満2才くらいまでの児童は、まず生活2～3カ月の間に音や明かるい色彩のものに注目しはじめ、8～9カ月ころまでに言語を習得し、這うようになる。リズム遊びや積木や描画（なぐりがき）がはじまる。したがって人間としての感覚の訓練の第一歩がおこなわれる時期であるから、食べることと着ることなどにとどまらず、人間であるために必要な如上の精神生活がまず正しくおこなわれることが大切である。

しかしながら現実にはこの時期の児童のためのカリキュラムが確立しておらず、組織的な保育がおこなわれがたく、乳児の自然にまかされた状況になりやすい。今後の問題として考えられるべきであろう。

iii 母子寮

保育所を併設しているところもあるが、母親が仕事をもっている関係から学童保育の必要があり、市内の大学生のボランティア活動などによる学童保育活動がおこなわれている。母子寮という父親のいない家庭の集合体の性格から考えて、家庭が担当すべき児童文化が十分に児童に与えられているかどうかの問題にされなければならない。文化財の種類や鑑賞・参加の機会も配慮されるべきであろう。

iv 保育所

保育所指針による保育内容が一般的におこなわれており、どの保育所も幼稚園と同じような幼児教育とさらに生活指導のためのカリキュラムを採用している。京都市内には夜間保育所があり、乳児保育所もある。

保育所は幼稚園に比較して保育時間が長く（幼稚園4時間、保育所8時間）、児童の生活の場としての色彩も濃い。このような場所における児童文化は、児童の生活全般が児童文化であるという立場をあらためて確認することになる。日常生活がたんなる衣食住の事務ではなく、人間らしい生活の場として、生活習慣やマナーの修得がおこなわれて、はじめて児童文化の第一歩が成立する。その点を除外して児童文化のジャンルのみを追求することは、甚だ危険なことですらある。生活指導とジャンル別のカリキュラムが十分な相互関係をもって教育効果のあがることが望まれる。

v 児童厚生施設

児童厚生施設には、児童館と児童遊園があり、児童文化とは密接な関係がある。児童福祉法に規定された基準と最低基準があり、京都市のような場合ではもっと利用されることが望ましいと考えられる。現在のところではあまり目立った利用はなされていないので、今後の問題

としてのこされているということを指摘しておきたい。

展示会や、視聴覚材の借出し、巡回車、巡回文庫などまた母親クラブや地域全体の児童文化の問題が顧みられてよい筈である。

vi 養護施設

ホスピタリズムの問題とも関連して、養護施設の児童には、生活全般にわたる児童文化が考えられる。養護施設では日程のなかにおけいこやそろばんなど特殊な課程を組み入れているところが多く、情操教育の上からも実用の点からも望ましいが、保育所のところで触れたことと同様の意味で、児童にとって家庭に代る場所としての目的にかなった児童文化——しつけや生活習慣、日常生活のなかでのものの考えかたなどが確立する必要がある。養護施設はそのような意味での児童文化が生活全般に関連する問題と、ジャンル別の児童文化が組入れられるための典型的な事例が、家庭とはことなつた意味で存在しているということが出来る。この点について今後の問題がのこされているのである。

vii 心身障害児施設

精神薄弱児施設・精神薄弱児通園施設・重症心身障害児施設・盲ろうあ児施設・虚弱児施設・肢体不自由児施設等では、ハンディキャップをもった児童が、それぞれのもつ力量を完全に発揮できるような形での療育がおこなわれる必要があるが、それらがとくにきめのこまかい感覚教育——感性教育という形で実行されるために、種々の工夫がこらされなければならない。そしてとくに心身障害児にとってはそれに伴う療育の成果が大であると考えられる。しかしこれについての詳細は他日にゆずることとする。

viii 情緒障害児短期治療施設

京都市児童院には、わが国における三つの情緒障害児短期治療施設の一つである青葉寮がある。いわゆる情緒障害児にとっては、児童文化の問題は欠くべからざるものがあり、感覚の訓練としての情緒快復の問題が取扱れ、日常生活の核心にふれるものの誕生することが望まれる。筆者らは同寮で絵画療法をおこなっており、同時に日常指導との関連をもたせるような試みをしている。この結果についても稿を改めたい。

ix 教護院

非行と児童文化の関係もきわめて明白である。児童文化の貧困が非行を生むとすら極言することができる。児童文化の社会的意味を考えるうえに重要な問題といつてよい。

x 学童保育所

京都市の対策としておこなわれている学童保育所は、当然のことながら、学校教育の放課後の児童文化のありかたを示すものである。京都市に委嘱された指導員（福祉関係学科の卒業生や学生のばあいもある）が、宿題のあと遊んだり、集団で示しめるゲームをしたりしているのが実情である。カリキュラムがあつてしているのではないが、現代にとって必要のある集団であるから、このなかから新しい児童文化が育つことが望まれる。

xi 児童院・児童相談所

児童院の青葉寮や自閉症児の親の会などは、治療それ自体のなかに児童文化の問題——感性の問題がかくされている。児童相談所の相談活動にも、児童のもつ根本的な感覚教育——感覚の育成の問題が存在する。われわれは児童の問題をこのような点から常に考えなおさなければならない。

III 児童福祉施設と児童文化の今後の課題

以上に概観したような京都市内における児童福祉施設と児童文化の問題は、施設にとって児童文化が重要な問題を提供するにとどまるものではなく、児童文化にとつても施設においてその問題の展開することが重要だと考えられることをしすものである。

学校教育では補うことのできないものを児童文化によって児童が自らのものとし、完全な人間教育のおこなわれることが重要なのである。したがって、げんざいの時点で不十分なことも、これからの問題として考慮され、検討され新しくつみあげられていく必要がある。

従来のように児童文化は、家庭内のせまい枠やたんなる自由あそびの段階にとどまるものではなくて、児童福祉施設や現代社会の問題のなかで、発展し、新しい成果をあげることが大切なのである。そのような児童文化が完成してはじめて人間教育の一貫性がちとられ、しかもそれが日本人の伝統に根ざしたものを十分に消化しているとき、民族を支える文化のなかで真に価値あるものとなるであろう。われわれはもっと真剣にそのようなことを考え努力しなくてはならない。

参 考 文 献

- 菅造ほか：現代の児童文化，啓隆閣，1968。
 桂広介ほか監修：児童心理学講座6 情緒・欲求・動機，金子書房，1969。
 井島 勉：美術教育の理念，光生館，1969。
 徳永寅雄，木村武夫監修：児童福祉概説，1969。

(1969年9月4日受理)